

私立大学ハイテク・リサーチ・センターの選定方針について

- 1 私立大学ハイテク・リサーチ・センターの選定は、高等教育局長裁定「私立大学学術研究高度化推進事業の選定について」の選定基準に基づき、私立大学研究高度化推進委員会（以下、本委員会という。）の審査により行う。
- 2 選定に当たっては、本委員会の中に小委員会（理工・情報系及び生物・医歯系小委員会）を置き、小委員会においては、以下の観点から各大学から提出された構想調書に基づき書類審査を行い、1つの研究組織において複数の研究プロジェクトを実施するものについても、施設・設備等の整備を伴うものは研究組織ごと、研究費補助のみを希望するものは研究プロジェクトごとに優れた研究開発プロジェクトを幅広く推薦する。

当該プロジェクトの意義（内容，効果の先端性，独創性等）及び当該プロジェクトを推進する研究センターの必要性（1つの研究組織において複数の研究プロジェクトを実施するものについては、研究拠点（センター）としての組織上の連携（例えば、研究成果の発表や紀要の作成等）があるか。）

研究代表者及び研究グループの研究実績・研究能力

既存の施設，設備等の研究環境及び，新たに整備する研究施設，装置，設備と当該プロジェクトとの関連性・整合性

研究成果の開放性

- 3 小委員会での審査に基づき，下記の政策的な配慮事項にも留意しつつ，本委員会において具体的な研究開発プロジェクトを選定する。

- 4 政策的な配慮事項としては，以下の事項が考えられる。

研究分野のバランス

本事業は，先端的な研究開発プロジェクトを幅広く推進することにより私立大学における学術研究基盤の充実強化を図ることを目的としており，できる限り広範な分野を含むことが望ましい。

なお，国立大学には見られない私立大学独自の個性的な研究開発プロジェクトの選定にも配慮する。

地域的なバランス

私立大学の学術研究基盤を全国的かつ多極的に整備していくとともに，地域との連携を強化し，地域経済社会の発展に資するという観点から，選定に当たっては地域的なバランスにも配慮する。

多様な研究基盤の整備への配慮

私立大学の多様な研究基盤の整備充実に資するよう，将来の研究発展が期待される萌芽的な研究組織についても配慮する。

私立大学学術フロンティア推進拠点の選定方針について

- 1 私立大学学術フロンティア推進拠点の選定は、高等教育局長裁定「私立大学学術研究高度化推進事業の選定について」の選定基準に基づき、私立大学研究高度化推進委員会（以下、本委員会という。）の審査により行う。
- 2 選定に当たっては、本委員会の中に小委員会（理工・情報系，生物・医歯系及び人文・社会科学系小委員会）を置き、小委員会においては、以下の観点から各大学から提出された構想調書に基づき書類審査を行い、1つの研究組織において複数の研究プロジェクトを実施するものについても、施設・設備等の整備を伴うものは研究組織ごと、研究費補助のみを希望するものは研究プロジェクトごとに将来の研究発展が期待される卓越した共同研究プロジェクト（基礎的研究を含む）を幅広く推薦する。

当該プロジェクトの意義（内容，効果，独創性等）及び当該プロジェクトを推進する研究センターの必要性（1つの研究組織において、複数の研究プロジェクトを実施するものについては、特定の領域における研究拠点（センター）の整備を重点的に支援する観点から、当該特定領域における各プロジェクト間の研究内容上の連携及び研究拠点（センター）として組織上の連携（例えば、研究成果の発表や紀要の作成等）があるか。）

研究代表者及び研究グループの研究実績

既存の施設，設備等の研究環境及び，新たに整備する研究施設，装置，設備と当該プロジェクトとの関連性・整合性

当該研究組織の卓越性及び今後の発展性

研究の共同性及び研究成果の開放性

- 3 小委員会での審査に基づき，下記の政策的な配慮事項にも留意しつつ，本委員会において具体的な共同研究プロジェクトを選定する。
- 4 政策的な配慮事項としては，以下の事項が考えられる。

研究分野のバランス

本事業は，本委員会で設定する重点的研究領域（例示）を参考に，特定の研究領域において，将来の研究発展が期待される卓越した研究組織を選定し，私立大学における学術研究基盤の充実強化，共同研究の推進を図ることを目的としているが，できる限り広範な分野の研究拠点を整備するという観点から，各重点的研究領域における選定数の均衡について配慮する。

地域的なバランス

私立大学の学術研究基盤を全国的かつ多極的に整備していくとともに，共同研究の推進により，地域経済社会の発展に資するという観点から，選定に当たっては地域的なバランスにも配慮する。

私立大学社会連携研究推進事業の選定方針について

- 1 私立大学社会連携研究推進事業の選定は，高等教育局長裁定「私立大学学術研究高度化推進事業の選定について」の選定基準に基づき，私立大学研究高度化推進委員会（以下，本委員会という。）の審査により行う。
- 2 選定に当たっては，本委員会の中に小委員会（理工・情報系，生物・医歯系及び人文・社会科学系小委員会）を置き，小委員会においては，以下の観点から各大学から提出された構想調書に基づき書類審査を行い，1つの研究組織において複数の研究プロジェクトを実施するものについても，施設・設備等の整備を伴うものは研究組織ごと，研究費補助のみを希望するものは研究プロジェクトごとに地域企業等との有機的な連携の下に行われる創造的・実践的な共同研究で，地域の活性化に資する実用性の高い又は萌芽的な研究等を行う研究プロジェクトを幅広く推薦する。

当該プロジェクトの意義（内容，効果，独創性等）及び当該プロジェクトを推進する研究センターの必要性（1つの研究組織において，複数の研究プロジェクトを実施するものについては，研究拠点（センター）としての組織上の連携（例えば，研究成果の発表や紀要の作成等）があるか。）

研究代表者及び研究グループの研究実績・研究能力

研究成果が地域の活性化に結びつく可能性

既存の施設，設備等の研究環境及び，新たに整備する研究施設，装置，設備があれば当該プロジェクトとの関連性・整合性

研究の共同性及び研究成果の開放性

- 3 小委員会での審査に基づき，下記の政策的な配慮事項にも留意しつつ，本委員会において具体的な共同研究プロジェクトを選定する。
- 4 政策的な配慮事項としては，以下の事項が考えられる。

地域的なバランス

私立大学の学術研究基盤を全国的かつ多極的に整備していくとともに，社会との連携を強化し，地域社会の発展に資するという観点から，選定に当たっては地域的なバランスにも配慮する。

新たな研究施設，装置の整備を伴わないプロジェクトへの配慮

既存の研究施設，装置等を活用して共同研究を行うなど，研究費のみを必要とするプロジェクトについても本事業の対象とする。

私立大学オープン・リサーチ・センターの選定方針について

- 1 私立大学オープン・リサーチ・センターの選定は、高等教育局長裁定「私立大学学術研究高度化推進事業の選定について」の選定基準に基づき、私立大学研究高度化推進委員会（以下、本委員会という。）の審査により行う。
- 2 選定に当たっては、本委員会の中に小委員会（理工・情報系、生物・医歯系及び人文・社会科学系小委員会）を置き、小委員会においては、以下の観点から各大学から提出された構想調書に基づき書類審査を行い、1つの研究組織において複数の研究プロジェクトを実施するものについても、施設・設備等の整備を伴うものは研究組織ごと、研究費補助のみを希望するものは研究プロジェクトごとに多様な人材を受け入れ、研究と併せて若手研究者や高度専門職業人などの人材養成を行ったり、研究成果の幅広い公開等を行うなど、オープンな体制の下に行われる研究プロジェクト（基礎的研究を含む）を幅広く推薦する。
当該プロジェクトの意義（内容、効果、独創性等）及び当該プロジェクトを推進する研究センターの必要性（1つの研究組織において、複数の研究プロジェクトを実施するものについては、研究拠点（センター）としての組織上の連携（例えば、研究成果の発表や紀要の作成等）があるか。）
研究代表者及び研究グループの研究実績・研究能力
既存の施設、設備等の研究環境及び、新たに整備する研究施設、装置、設備等と当該プロジェクトとの関連性・整合性
PD, RA, 外国人研究員, 企業研究者等の社会人の受入れなど研究組織の開放性
学術資料・研究成果の公開や、シンポジウム・公開講座の開催など研究活動の開放性
- 3 小委員会で審査に基づき、下記の政策的な配慮事項にも留意しつつ、本委員会において具体的な研究プロジェクトを選定する。

- 4 政策的な配慮事項としては、以下の事項が考えられる。

研究分野のバランス

本事業は、オープンな体制の下に推進される研究プロジェクトを幅広く推進することにより私立大学における学術研究基盤の充実強化を図ることを目的としており、できる限り広範な分野を含むことが望ましい。

地域的なバランス

私立大学の学術研究基盤を全国的かつ多極的に整備していくとともに、共同研究の推進など地域との連携を強化し、地域における経済社会の発展に資するという観点から、選定に当たっては地域的なバランスにも配慮する。

新たな研究施設、装置の整備を伴わないプロジェクトへの配慮

既存の研究施設、装置等を活用して研究を行うことにより、研究費のみを必要とするプロジェクトについても本事業の対象とする。

人文・社会科学研究的特性

人文・社会科学の学術研究を推進する上で、学術資料の収集、保存、分析、活用が不可欠であることにかんがみ、「オープン・リサーチ・センター」の整備に当たっては、それら学術資料のデータベース化、アーカイブ化等に対する支援についても配慮する。